

課題解決型太陽光発電施設導入事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、2050年ネット・ゼロカーボン社会の実現のため、自家消費型太陽光発電施設の普及又は導入に係る課題の解決に資する先導的な取組を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者
補助事業を行う者をいう。
- (2) 太陽光発電設備等
太陽光発電設備及び当該設備に付帯して設置する設備（太陽光発電設備で発電した電力を効率的に使用するために設置する蓄電池、充放電設備等を含む。）をいう
- (3) 需要家
太陽光発電設備の発電電力を実際に消費し、又は付帯設備を使用する者（県内の事業者又は地方公共団体に限る。）をいう。

(補助金交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内で補助事業を実施することができる法人格を有する団体
- (2) 補助対象設備を所有する者であること。
- (3) 本補助事業の円滑な実施に支障を来たさない、十分な業務遂行能力と適正な経理執行体制を有すること。
- (4) 日本国内に拠点を有していること。
- (5) 本県からの補助金交付等停止措置又は指名除外措置が講じられている者でないこと。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的としている者でないこと。
- (8) 次の①～⑥に該当する者が、経営に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）の構成員
 - ② 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又はその構成員を利用している者
 - ④ 暴力団又はその構成員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 暴力団又はその構成員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又はその構成員であることを知りながらこれらを利用している者

- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

（対象事業等）

第4条 補助事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、補助事業における補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、他の団体又は個人からの寄附金、負担金、補助金及びそれらに類する収入等がある場合は、補助事業としない。

- (1) 自家消費型太陽光発電施設の普及又は導入に係る課題解決を図るための先導的な又は実証的な施設設置を伴う事業を広島県内で行うものであること。
- (2) 別表1に掲げる太陽光発電設備等の設置、所有等の方式ごとの要件を満たすものであること。ただし、県が所有する施設に太陽光発電設備等の設置を行うものであるときはこの限りではなく、あらかじめ知事に協議し、指示を受けること。
- (3) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）に基づくFIT（固定価格買い取り）制度の認定又はFIP（フィードインプレミアム）制度の認定を取得しないこと。
- (4) 補助事業によって得られる環境価値のうち、需要家を使用した電力量に紐づく環境価値を当該需要家に帰属させるものであること。

（補助限度額、補助率、補助対象経費等）

第5条 補助限度額及び補助率は、別表2のとおりとする。

- 2 補助対象経費は、別表3のとおりとする。
- 3 補助事業の実施期間は、交付決定の日から当該交付決定の日の属する県の会計年度の3月31日までとする。ただし、知事に協議し承認を得た場合については、交付決定の日から当該交付決定の日の属する県の会計年度の翌年度の3月31日までとすることができる。

（交付の申請）

第6条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第1号による補助金交付申請書に別表第4（1）に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。その提出期限は、知事が別に定める。

- 2 事業者は、前項の補助金の交付申請をするに当たって、別記様式第1号2（3）補助金交付申請額には、当該補助金に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）に2分の1を乗じて得た金額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付の決定）

第7条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第4条第1項の規定により

補助金の交付を決定し、規則第6条の規定により、補助金の交付を申請した事業者に対し速やかに通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条第1項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（別表5に掲げる軽微な変更を除く。）、中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ、別記様式第2号による補助事業変更（中止又は廃止）承認申請書1部を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又はその遂行が困難となったときは、別記様式第3号による補助事業遅延等報告書1部を知事に提出し、その指示を受けること。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、書面をもって申し出ることとし、知事が定める期日は、規則第6条の規定による通知を受けた日から15日以内とする。

(状況報告)

第10条 規則第10条に規定する状況報告は、知事から報告を求められたときは、補助事業の遂行の状況に関し、知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、提出期限が土日祝日の場合は、その直前の開庁日とする。

2 第1項の実績報告書に添付しなければならない書類は、別表第4（2）のとおりとする。

(補助金等の交付)

第12条 知事は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、規則第15条の規定により交付するものとし、補助事業者は、別記様式第6号により補助金の交付を請求するものとする。

(交付の特例)

第13条 規則第16条第2項に規定する概算払交付請求書の様式は、別記様式第7号のとおりとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、第8条第1号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、この要綱又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、交付規則第19条第1項による加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第15条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して10年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

(仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第16条** 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第8号による消費税等仕入控除税額の確定報告書1部を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告により、補助金の返還が必要となった場合は、当該仕入控除税額に補助率を乗じて得た金額の全部又は一部の返還を命ずる。

(取得財産の管理)

- 第17条** 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増した財産（以下「取得財産等」という。）については、当該取得財産に課題解決型太陽光発電施設導入事業補助金で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、別記様式第9号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第18条** 取得財産等のうち、規則第22条第1項第2号及び第3号に規定に基づき処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 規則第22条第1項ただし書きの規定に基づき知事が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日付け大蔵省令第15号）に定めるとおりとする。
 - 3 事業者は、前項に規定する期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、別記様式第10号により知事に申請し、その承認を受けなければならない。
 - 4 知事は、前項に係る承認をした場合において、補助事業者に当該承認に係る財産を処分したことによって収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(事業実施結果の報告)

第19条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する県の会計年度の終了後3年間、県の毎会計年度の終了後30日以内に過去1年間（初年度は補助事業を完了した日から当該会計年度の3月末までの期間）の二酸化炭素削減効果等について、別記様式第11号による報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。
- 3 知事は、第1項のほか、補助事業者に対し、必要に応じて事業状況について報告を求めることができる。

（成果の公表）

第20条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業の成果を公表することができる。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の成果を発表させることができる。

（その他必要な事項）

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月15日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

太陽光発電設備等の 設置・所有等の方式	要件
(1) PPA事業者が設置・所有し、需要家へ電力を供給し、又は付帯設備を使用させる	次のいずれにも該当すること ア 需要家に対し、電力供給及び補助金申請に関する承諾を得ていること イ 太陽光発電施設等の設置場所の所有者に対し、設置に関する承諾を得ていること
(2) リース業者が設置・所有し、需要家が使用する	次のいずれにも該当すること ア 需要家に対し、電力供給及び補助金申請に関する承諾を得ていること イ 太陽光発電施設等の設置場所の所有者に対し、設置に関する承諾を得ていること ウ 需要家とリース契約を締結することで、需要家の電力使用量にかかわらず毎月定額を請求するなどして、契約期間における支払総額が決まっており、契約内容がファイナンスリースであること
(3) 需要家が自ら設置・所有する	太陽光発電施設等を設置する場所の所有権又は使用する権原を有していない場合、設置場所の所有者に対し、設置に関する承諾を得ていること
(4) その他の方式	次のいずれにも該当すること ア 知事が適当と認める関係者に対し、設置等に関する承諾を得ていること イ 需要家以外の者とリース契約を締結する場合、発電量にかかわらず毎月定額を請求するなどして、契約期間における支払総額が決まっており、契約内容がファイナンスリースであること

別表 2 (第 5 条関係)

補助限度額	800万円
補助率	補助対象経費の2分の1以内

(注) 補助対象経費に補助率を乗じた額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金交付額とする。

別表 3 (第 5 条関係)

費目	補助対象経費
本工事費	補助事業の本工事に必要な費用
付帯工事費	補助事業に付帯する工事で、本工事に必要な最小限度のものに係る費用
設備費	事業を行うために直接必要な設備および機器の購入ならびに購入物の運搬、調整、据付けなどに要する経費
調査費	事業を行うために直接必要な調査測量、試験及び設計等の費用
その他	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費

別表第 4 (第 6 条、第 11 条関係)

(1) 交付申請書添付書類	ア 事業計画書 (別記様式第 1 号 別紙 1) イ 事業収支計画書 (別記様式第 1 号 別紙 2) ウ 定款、寄付行為若しくはこれに類する規約等の写し エ 申請人の履歴事項全部証明書 オ 決算関係書類 (直近 2 期分) カ 県税に関する未納がないことの証明書 キ その他知事が必要と認める書類
(2) 実績報告書添付書類	ア 事業実施報告書 (別記様式第 4 号 別紙 1) イ 事業収支決算書 (別記様式第 4 号 別紙 2) ウ 事業の実施状況が分かる資料 (工事写真及び完成写真等) エ 支出証拠書類 (見積書、発注書、契約書、納品書、請求書、領収書等の写し) オ 取得財産等管理台帳 (別記様式第 9 号) カ 補助金の概算払を受けている場合は、概算払精算書 (別記様式第 5 号) キ 契約書の写し (P P A ・リースの契約書等) ク その他知事が必要と認める書類

別表 5 (第 8 条第 1 号関係)

区分	軽微な変更の内容
経費の配分の変更	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費全体の 20 パーセント以内の減少となる変更を行う場合 別表 3 に掲げる経費区分の相互間において、補助対象経費のいずれか低い額の 30 パーセント以内の経費を流用する場合
事業の内容の変更	第 6 条の規定により提出する事業計画書に記載の内容について、補助事業の目的達成に支障を来すおそれがなく、かつ、事業効率に影響が少ない範囲で、事業計画の細部の変更を行う場合

広島県知事様

申請者
所在地
団体名
代表者役職・氏名

令和 年度 課題解決型太陽光発電施設導入事業補助金交付申請書

課題解決型太陽光発電施設導入事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。なお、申請内容について関係者に必要な調査及び確認を行うことに同意します。

1 補助事業の目的及び内容

別紙 1 「事業計画書」及び別紙 2 「事業収支計画書」のとおり

2 太陽光発電設備等の設置・所有の方式（要綱第 4 条(2)及び別表 1 参照）

- P P A 事業者が設置・所有 リース業者が設置・所有
 需要家が自ら設置・所有 その他の方式

3 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

区 分	金 額
補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円

（注 1）補助対象経費＝補助事業に要する経費－消費税等の仕入控除税額

（注 2）補助金交付申請額は、千円未満の端数金額を切り捨てること。

4 添付書類

- （1）事業計画書（別紙 1）※別紙 1 で定める添付書類も含む
- （2）事業収支計画書（別紙 2）
- （3）定款、寄付行為若しくはこれに類する規約等の写し
- （4）申請人の履歴事項全部証明書
- （5）決算関係書類（直近 2 期分）
- （6）県税に関する未納がないことの証明書
- （7）その他知事が必要と認める書類

（連絡担当者）

部署名・住所		氏名	
電話		E-mail	

事業計画書

1 団体概要（補助金の交付先となる事業者を記入）

名称		創業・設立	年 月創業・設立
本社 所在地	〒	資本金	千円
		従業員数	人
業種			
事業内容			

2 計画概要

(1) 事業名（テーマ名）
(要約した事業名（テーマ名）を記載してください。仮称でも可)
(2) 事業実施場所
電力を消費する場所の住所・名称： 太陽光発電設備等の設置場所の住所・名称： 設置場所の所有権等の取得予定：
(3) 事業実施期間
(4) 事業計画概要
(4行程度で簡潔に記載してください。)

3 事業内容・目標等

(1) 背景・目的（申請理由）

（申請に当たっての背景や、本事業の目的・位置づけのほか、事業内容の具体的なニーズ等について簡潔に記載してください。）

(2) 解決すべき課題

(3) 事業・取組内容

（課題を解決するための手法、本補助制度を活用して実施する具体的内容、本補助事業で設置する太陽光発電設備等の容量、付帯設備による効果、予想される年間発電量（自家消費量）並びに温室効果ガス排出削減量等について記載してください。必要に応じて、別途資料を添付しても構いません。）

(4) 本補助事業を活用して行う事業目標
(本補助事業の実施結果を活用して行う事業の目標を可能な限り定量的に記載してください。)
(5) 独自の価値、先導性
(本補助事業の先導性や従来方式等との差異等について記載してください。)
(6) その他
(本補助事業の実施に当たり、許認可、権利関係等関係者間の調整が必要となる事項や実施上問題となる事項等、特記事項があれば記載してください。)

4 実施スケジュール

項目	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

(注1) 本補助事業の実施期間中における事業の企画、実施、結果の集約及び事業成果物の提出までの一連のスケジュールについて、月別、項目別に分けて記載してください。

(注2) 他のフォームで記載しても構いません。

5 事業実施体制

(1) 実施体制

(本補助事業をどのような体制で実施するか、図示等により記載してください。なお、複数の事業者が本補助事業を共同で実施する場合及び他の事業者等が本補助事業に参画する場合は、それぞれの役割分担を明示してください。)

(2) 取組実績

(申請者が提案する取組と関連する取組を自ら先行的に行っている場合または過去に行った経験がある場合には、その状況(成果等)を具体的に記載してください。)

※ 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用してください。

6 事業計画に係る添付書類

- (1) 補助対象設備の設置場所の地図
- (2) 補助対象設備の設置場所の外観写真
- (3) 補助対象設備の設置場所の図面(本補助事業で設置する設備が区別できるよう明示すること)
- (4) 設置する設備の仕様書、カタログ等性能が分かる資料(設備の仕様が複数掲載されている場合は、赤枠で囲うかマーカーを塗り、該当設備を明示すること)
- (5) 補助事業の実施に係る関係者の承諾書(参考様式を参照)

事業収支計画書

1 収入

(単位：円)

区分	補助事業に要する経費	備考
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
合計		

2 支出

(単位：円)

費目	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額 ^(注)
本工事費			
付帯工事費			
設備費			
調査費			
その他			
合計			

(注) 補助金交付申請額は、経費区分ごとの補助対象経費額の合計に補助率を乗じ、千円未満は切り捨てること。

3 支出内訳

費目	種別	仕様	単位	数量	単価 (円)	補助事業に 要する経費 (円)	補助対象 経費 (円)	補助金交付 申請額 (円)	備考
本工事費									
	小計								
付帯工事費									
	小計								
設備費									
	小計								
調査費									
	小計								
その他									
	小計								
合計									

(注) 行が足りない場合は、適宜、追加してください。

広島県知事様

申請者
所在地
団体名
代表者役職・氏名

令和 年度 課題解決型太陽光発電施設導入事業補助金に係る
補助事業変更（中止又は廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け指令第 号で交付決定を受けたこの補助事業について、次のとおり変更（中止又は廃止）したいので、課題解決型太陽光発電施設導入事業補助金交付要綱第8条第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更（中止、廃止）の内容
- 2 変更（中止、廃止）の理由
- 3 変更（中止、廃止）の時期
- 4 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（新旧対比）

	旧	新	差額
補助事業に要する経費			
補助対象経費			
補助金			

- 5 同上の算出基礎

(注1) 変更の場合は、変更前後の事業内容及び収支計画が容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きにし、変更前を上段に括弧書きすること。また、交付申請時に添付した書類に変更、追加がある場合には、その関係書類を添付すること。

(注2) 中止又は廃止の場合は、中止又は廃止の年月日及びその時点における事業内容及び収支実績を記載すること。

広島県知事様

報告者
所在地
団体名
代表者役職・氏名

令和 年度 課題解決型太陽光発電施設導入事業補助金に係る
補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業の遅延等について、課題
解決型太陽光発電施設導入事業補助金交付要綱第8条第2号の規定により、報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 遅延等の原因及び内容
- 3 遅延等に対して採った措置
- 4 補助事業の遂行及び完了の予定

広島県知事様

報告者
所在地
団体名
代表者役職・氏名

令和 年度 課題解決型太陽光発電施設導入事業補助金に係る
補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業が完了したので、課題解決型太陽光発電施設導入事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1 事業実施報告書 別紙1のとおり

2 事業収支決算書 別紙2のとおり

3 補助金交付決定額とその精算額

補助金交付決定額 金 円

補助金の精算額 金 円

4 添付書類

(1) 事業実施報告書(別紙1)

(2) 事業収支決算書(別紙2)

(3) 事業の実施状況が分かる資料(工事写真及び完成写真等)

(4) 支出証拠書類(見積書、発注書、契約書、納品書、請求書、領収書等の写し)

(5) 取得財産等管理台帳(別記様式第9号)

(6) 補助金の概算払を受けている場合は、概算払精算書(別記様式第5号)

(7) 契約書の写し(PPA・リースの契約書等)

(8) その他知事が必要と認める書類

別記様式第4号

別紙1

事業実施報告書

(1) 補助事業の内容	
事業名	
(2) 補助事業の実施期間	
開始：令和 年 月 日	／終了：令和 年 月 日
(3) 補助事業の実施状況	
(4) 補助事業の成果	

(5) 補助事業終了後の普及・導入に係る取組内容、戦略等

(6) その他

(自社HPでのプレスリリース、新聞掲載、テレビ等による放送等、特記事項があれば記載してください。)

(注) 事業の実施状況が分かる説明資料を別に添付すること。

事業収支決算書

1 収入

(単位：円)

区 分	補助事業に要した経費	備考
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
合 計		

2 支出

(単位：円)

区分	補助事業に要した経費	補助対象経費	補助金交付申請額 ^(注)
本工事費			
付帯工事費			
設備費			
調査費			
その他			
合 計			

(注) 補助金交付申請額は、経費区分ごとの補助対象経費額の合計に補助率を乗じ、千円未満は切り捨てること。

3 支出内訳

費目	種別	仕様	単位	数量	単価 (円)	補助事業に 要した経費 (円)	補助対象 経費 (円)	補助金交付 申請額 (円)	備考
本工事費									
	小計								
付帯工事 費									
	小計								
設備費									
	小計								
調査費									
	小計								
その他									
	小計								
合計									

(注) 行が足りない場合は、適宜、追加してください。

別記様式第5号

令和 年度 課題解決型太陽光発電施設導入事業補助金概算払精算書

交付決定額 (a)	受領済額 (b)	精算額 (c)	差引残額 (a) - (b) - (c)	備考
円	円	円	円	

広島県知事様

請求者
所在地
団体名
代表者役職・氏名

令和 年度 課題解決型太陽光発電施設導入事業補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け指令第 号で交付決定通知のあったこの補助事業について、
課題解決型太陽光発電施設導入事業補助金交付要綱第12条の規定により、請求します。

1 請求金額 _____ 円

【内訳】

交付決定額 (a)	請求額 (b)	差引額 (a) - (b)	備考
円	円	円	

2 振込先

金融機関名	
支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座名義	(カナ:)

広島県知事様

請求者
所在地
団体名
代表者役職・氏名

令和 年度 課題解決型太陽光発電施設導入事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け指令第 号で交付決定通知のあったこの補助事業について、規定により、課題解決型太陽光発電施設導入事業補助金交付要綱第13条の規定により、請求します。

1 請求金額 _____ 円

【内訳】

交付決定額 (a)	受領済額 (b)	今回請求額 (c)	差引残額 (a) - (b) - (c)	備考
円	円	円	円	

2 振込先

金融機関名	
支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座名義	(カナ:)

[添付資料]

概算払請求額算出基礎資料

広島県知事様

報告者
所在地
団体名
代表者役職・氏名

令和 年度 課題解決型太陽光発電施設導入事業補助金に係る
消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け指令第 号で補助金額の確定通知のあったこの補助事業について、次のとおり消費税等仕入控除税額が確定したので、課題解決型太陽光発電施設導入事業補助金交付要綱第16条の規定により、報告します。

- 1 補助金額（広島県補助金等交付規則第13条の規定により知事が確定し、通知した額） _____ 円
- 2 補助金の額の確定時における消費税等仕入控除税額 _____ 円 ①
- 3 消費税額及び地方消費税額確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額 _____ 円 ②
- 4 補助金返還相当額（②－①） _____ 円

（注1）別紙として積算の内訳を添付すること。

（注2）課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10パーセント相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額による減額等の対象額ではない。

別記様式第9号

取得財産等管理台帳（令和 年度）

（単位：円）

財産名	規格	数量	取得価額 単 価	取得価額	取得年月日	耐用 年 数	保管 場所	備考

（注1）対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の財産とする。

（注2）取得財産等には識別できる表示をするとともに、写真を添付すること。

（注3）数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

（注4）取得年月日は、検収年月日を記載すること。

広島県知事様

申請者
所在地
団体名
代表者役職・氏名

令和 年度 課題解決型太陽光発電施設導入事業補助金に係る
取得財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け指令第 号で交付決定を受けた補助事業について、次の財産を処分したいので、課題解決型太陽光発電施設導入事業補助金交付要綱第 18 条第 3 項の規定により、承認を申請します。

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

広島県知事様

報告者
所在地
団体名
代表者役職・氏名

令和 年度 課題解決型太陽光発電施設導入事業補助金に係る
事業実施結果報告書

令和 年 月 日付け指令第 号で交付決定を受けた補助事業に係る令和 年度の事業実施結果について、課題解決型太陽光発電施設導入事業補助金交付要綱第 19 条の規定により次のとおり報告します。

補助事業の内容	
補助金交付確定額	_____円
事業実施の状況	① 年間発電量 _____kWh ② 年間自家消費電力量 _____kWh ③ ②に係る温室効果ガス排出削減量 _____kg-CO ₂ 計算根拠： ④ 太陽光発電設備で発電した電力を効率的に使用するために設置した設備や改善した事項がある場合、その効果
補助事業結果を活用した県内での普及・導入の状況	